

様式第七（第6条関係）

確認の求めに対する回答の内容の公表

1．確認の求めを行った年月日

平成30年11月1日

2．回答を行った年月日

平成30年11月30日

3．新事業活動に係る事業の概要

下記の事業手順により、建設業者が建設工事の請負契約の締結をクラウド上で電子的に行うことができる2種類のサービスを提供する。

【E-Signature方式】

照会者が提供するサービスの利用契約を交わした者は、建設工事請負契約書を照会者が提供するクラウド上にアップロードする。

契約の相手方の情報（電子メールアドレス等）を追加で登録するとともに、ドキュメント上に合意形成の証となる署名や捺印を実施してもらうためのフィールドを設定する。

請負契約の相手方に、建設工事請負契約書へのアクセス情報が含まれた通知が送信される。

請負契約の相手方は、照会者が提供するクラウド上で管理されている建設工事請負契約書にアクセスする。

請負契約の相手方は、表示されるガイドに従い、電子的な署名等必要なアクションを実施し、処理を完了する。

処理が完了後、照会者が提供するクラウドサービスから請負契約の当事者へ完了通知メールが送付される。

契約の当事者は、メールに含まれるアクセス情報を経由して、契約書をダウンロードする。その際、契約書データに照会者の電子署名及び電子証明書が付される。

【Express方式】

照会者が提供するサービスの利用契約を交わした者は、建設工事請負契約書を照会者が提供するクラウド上にアップロードする。

契約の相手方の情報（電子メールアドレス等）を追加で登録するとともに、ドキュメント上に合意形成の証となる署名や捺印を実施してもらうためのフィールドを設定する。

請負契約の相手方に、建設工事請負契約書へのアクセス情報が含まれた通知が送信される。

請負契約の相手方は、照会者が提供するクラウド上で管理されている建設工事請負契約書にアクセスする。

請負契約の相手方は、表示されるガイドに従い、電子的な署名等必要なアクションを実施し、処理を完了する。

請負契約の相手方の処理が完了した後、契約書データに請負契約の当事者名義の電子署名及び電子証明書が付される。

全ての処理が完了した後、照会者が提供するクラウドサービスから請負契約の当事者へ完了通知メールが送付される。

契約の当事者は、メールに含まれるアクセス情報を経由して契約書をダウンロードする。その際、契約書データに照会者の電子署名及び電子証明書が付される。

4．確認の求めの内容

照会者の提供する2種類の電子契約サービスが、建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十三条の二第二項に規定する技術的基準を満たしていると考えてよいか。

5．確認の求めに対する回答の内容

照会者が提供する「E-Signature方式」「Express方式」の2種類のサービスにおいては、契約成立後に契約書のPDFファイルをダウンロードすることで、契約当事者は、当該PDFファイルを電磁的記録として保存及び印刷を行うことが可能であると考えられること 公開鍵暗号方式による電子署名及び電子的な証明書の添付の手続が行われることで、当該PDFファイルが改ざんされていないことを証明することが可能であると考えられることから、建設業法施行規則第十三条の二第二項に規定する技術的基準を満たすものと解される。

（記載要領）

「3．新事業活動に係る事業の概要」、「4．確認の求めの内容」及び「確認の求めに対する回答の内容」中、事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。